資金繰り支援メニュー　①（セーフティネット保証　4号・5号について）

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証（最大2億8千万円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。（1号から8号まである）

＊当協会には「セーフティネット保証」という名称の制度融資はありません。

○セーフティネット保証4号

災害の発生に起因して多数の中小企業者が被害を受けた地域について一般枠とは別枠（最大2億8千万円）で借入債務の100%を保証。

＊売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合。

＊令和2年3月2日に全都道府県を対象地域として指定。

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2億8千万円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

＊売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

＊令和2年5月1日に全業種を指定。

＊ご利用手続きの流れ（4号・5号）

対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業者）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し保証付き融資の申込をお願いします。

資金繰り支援メニュー　②（危機関連保証について）

危機関連保証とは？

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施するする必要があると認めた場合に、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して更なる別枠（最大2億8千万円）を措置。

＊当協会では「感染症全国（都制度）」　「危機対応融資（都制度）」　「危機関連保証制度（国の制度）」のみで利用できます。（区市町制度での利用はできません。）

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5億6千万円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】

一般保証枠（2.8億円）

＋

SN保証枠（2.8億円）

4号：100%保証（全都道府県）
5号：80%保証（指定業種）
別枠（2.8億円）は共有

＋

危機関連保証枠（2.8億円）

危機関連保証：
100%保証（全国･全業種）

※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。
※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

＊ご利用手続きの流れ

対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業者）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し保証付き融資の申込をお願いします。

資金繰り支援メニュー　③（民間金融機関における実質無利子・無担保融資について）

民間金融機関における実質無利子・無担保融資とは？

都道府県による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。

※一部の道府県では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。（東京都の場合は融資実行時から無利子となっています。）

【対象要件】

国が補助を行う都道府県による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

【融資上限額】

4,000万円（拡充前3,000万円）

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 （小規模のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記を除く）	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

東京都ではこの運用は原則として使用せず、都制度の「保証料ゼロ・金利ゼロ」の制度に振替して対応

新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度

	都制度「感染症全国」			都制度「感染症対応」			都制度「感染症借換」			都制度「危機対応」		
対象となる方	・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証 上記３ついずれかの区市町村の認定を受けた方			「感染症対応」は以下の①、「感染症借換」は以下の①②を満たす方 ①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近３か月間の売上実績」又は「今後３か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5％以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。 ※セーフティネット保証を利用する場合は認定書が必要です。						危機関連保証に関する区市町村の認定を受けた方		
融資限度額	4,000万円			2億8,000万円			2億8,000万円 ただし既往残＋諸費用の範囲内			2億8,000万円		
融資期間	運転・設備10年（据置期間5年以内）			運転10年（据置期間5年以内） 設備15年（据置期間5年以内）			運転10年（据置期間5年以内）			運転・設備10年（据置期間2年以内）		
融資金利	【固定】	責任共有	共有対象外	【固定】	責任共有	共有対象外	【固定】	責任共有	共有対象外	【固定】		共有対象外
	4制度（感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応）合計で融資額1億円まで原則として3年間実質無利子 ※利子補給を受ける場合は、実行後３年間の金利については固定金利1.7%（うち、利子補給1.7%）											
	～3年	1.7%	1.7%	～3年	1.7%以内	1.5%以内	～3年	1.7%以内	1.5%以内	～3年	--	1.5%以内
	～5年	1.8%以内	1.6%以内	～5年	1.8%以内	1.6%以内	～5年	1.8%以内	1.6%以内	～5年	--	1.6%以内
	～7年	2.0%以内	1.8%以内	～7年	2.0%以内	1.8%以内	～7年	2.0%以内	1.8%以内	～7年	--	1.8%以内
	～10年	2.2%以内	2.0%以内	～10年	2.2%以内	2.0%以内	～10年	2.2%以内	2.0%以内	～10年	--	2.0%以内
				10年超	2.4%以内	2.2%以内						
保証料補助	原則として全額補助			全額補助			全額補助			全額補助		
借換の対象	原則として協会保証付き融資全て			都・区市町制度又は 令和2年1月以降保証の「環境変化」			原則として協会保証付き融資全て			都・区市町制度		
	ただし、利子補給有の4制度（感染症全国、感染症対応、感染症借換、危機対応）を、利子補給有の同4制度で借り換えることは不可。例外は次葉参照。											
一般保証	×			○			○			×		
ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証	○			○			○			×		
危機関連保証	○			×			×			○		
必要書類	・認定書（4号・5号・危機関連） ・金融機関チェックシート ・情報提供等に関する同意書（様式44）			・該当届（様式42） ・ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証利用の場合は、認定書（4号・5号）			・該当届（様式42） ・事業計画書（様式43） ・ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証利用の場合は、認定書（4号・5号）			・認定書（危機関連） ・情報提供等に関する同意書（様式44）		